

こんにちは！保育コンシェルジュです！

私たち保育コンシェルジュは、みなさまの保育に関するご相談をお受けし、施設選びをスムーズにできるようお手伝いします。

今回、保育所や認定こども園、幼稚園の利用を希望しているけど、「何から始めたら？」「手続きは？」という方に制度や申込みなどについて、基本的なことからお伝えしていきます。

今回は
制度についてのお話です！



今回はまず、制度についてお話します。

①平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」ってどういうものなの？

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的につくられた国の制度です。

この制度により、幼児教育・保育施設は、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」「小規模保育施設」などいろいろな中から選択できるようになりました。また、これらの施設を利用する時は、子どもの年齢や家庭環境によって、「1号」「2号」「3号」の認定を受けることになっています。

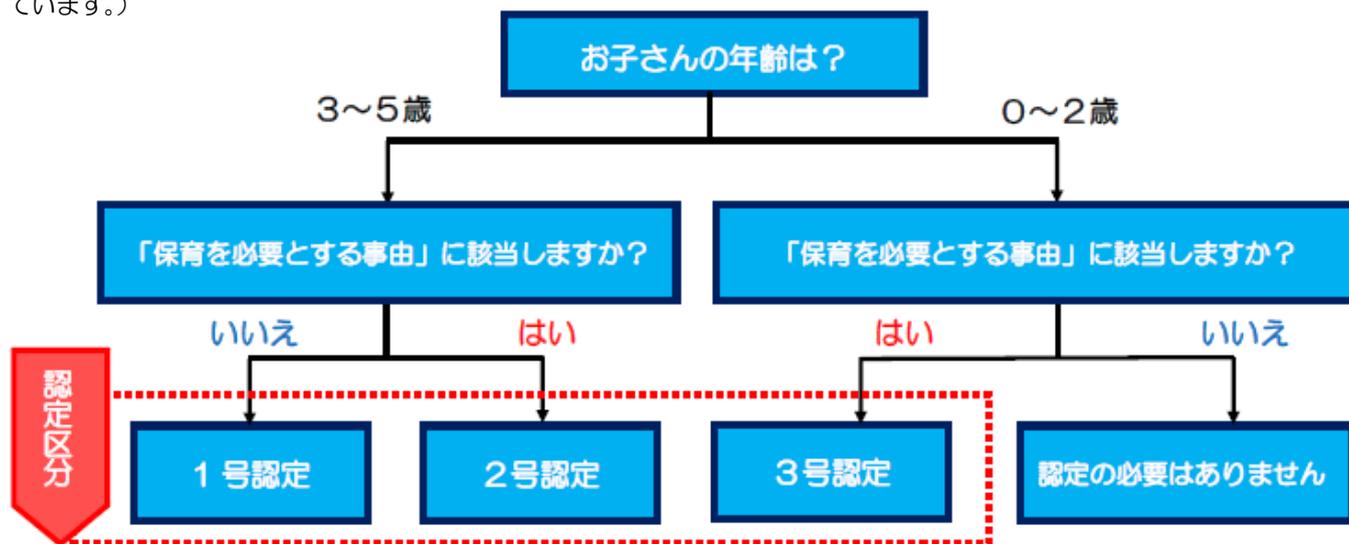
②保育施設や教育施設の利用を希望する時の「認定」って何？

子ども・子育て支援新制度において、認可保育施設を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

支給認定区分は大きく3つに区分されます。

(※令和元年10月から開始された幼児教育の無償化に伴い認定区分が増えています。)

	年齢	家庭の状況
1号	満3歳以上	保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望している
2号	満3歳以上	保護者が、仕事や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望している
3号	満3歳未満	保護者が、仕事や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望している



東住吉区役所では、
「利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)」を配置し、
保育所などの保育資源やサービスの利用相談、情報提供を行っています。
東住吉区役所保健福祉課保育担当 電話06-4399-9856